

長野県社会福祉施策に関する提言

～平成21年度 審議経過報告書～

平成21年12月24日

長野県社会福祉審議会

目 次

はじめに	2
1 福祉人材の確保・定着について	3
【提言事項】	
(1) 若い世代の福祉職場への就業促進	
(2) 求人と求職とのマッチング	
(3) 人材定着のための職場体制、研修機会の確保	
(4) 働きやすい就業環境の整備等	
2 介護保険法、障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方・・	5
【提言事項】	
(1) 介護報酬改定の効果・影響等を踏まえた処遇改善の取組	
(2) 相談窓口・相談体制の充実	
(3) 老人福祉施設等整備の促進	
(4) 障害者等の移動の支援	
(5) 重症心身障害者の生活の場の確保	
(6) 介護保険法、障害者自立支援法等の問題点などに係る国への提言	
3 子育て支援施策について	8
【提言事項】	
- 虐待関係 -	
(1) 職員体制の充実	
(2) 親への支援、子どもへの働きかけ	
(3) 学校職員に対する意識啓発、相談体制の充実	
- 発達障害関係 -	
(1) 組織的な対応の充実	
(2) 特別支援教育における対応	
(3) 発達障害に関する意識啓発	
4 権利擁護に関する施策について	11
【提言事項】	
(1) モデル事業を活用した相談支援体制の構築	
(2) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行、市町村長申立ての促進	

はじめに

長野県社会福祉審議会は、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議し、県に意見具申することを目的に設置されています。

本審議会は昨年5月に委員改選が行われて以降、県の社会福祉施策に関して調査・検討を行い、昨年12月には1回目の提言を行いました。その後の社会福祉を取り巻く情勢の変化や、国・県・関係機関等の社会福祉分野における取組を踏まえて、昨年度の提言のテーマを継承し、更に新たな視点も加える方向で審議を進めてきました。

この間、国においては4月に、介護報酬のプラス3%改定、障害福祉サービス報酬のプラス5.1%改定が行われました。また、経済対策の一環として地方公共団体向けの各種の交付金が予算化され、介護職員等の処遇改善や施設整備、子育て等を支援する基金が各都道府県に創設されるなどの動きがありました。

9月には、民主党を中心とする政権が発足しております。同党のマニフェストにおいては、社会保障費の削減方針の撤回をはじめ、介護労働者の給与の引上げや「子ども手当」の支給など、社会福祉政策に関する事項が盛り込まれており、国民の高い関心が集まっているところですが、現行制度との関連や財源の確保などについては、今後、具体的な検討が行われていくことになると考えられます。

こうした中、長野県では、2年目に入った中期総合計画や、今年度を初年度とする新たな高齢者プランなどに沿って、誰もがいきいきと暮らせる安全・安心な社会づくりに向けて、施策が進められています。

特に昨年度の審議会においても取り上げられた福祉人材の確保・定着については、国の交付金などを活用して、学生や離職者に対する職場体験や小規模事業所が実施する研修への支援、介護福祉士養成校の学生に対する修学資金の貸与、職員の賃金引上げに取り組む事業者に対する交付金による処遇改善支援など、各種の施策が展開されています。

本審議会においては昨年度に引き続き、「福祉人材の確保・定着施策」「介護保険法、障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方」「子育て支援施策」「権利擁護に関する施策」の4つのテーマを中心に審議をしてきました。

福祉人材の確保・定着に関しては、増大する福祉・介護ニーズと少子高齢化による担い手不足の中で、経済状況の変化に左右されることなく、若い世代への意識啓発から職員研修などの職場環境の整備に至るまでの総合的な取組が必要であり、福祉職員の処遇改善のためには、現場の従事者が誇りと意欲を持って働くことができ、将来的にも不安のない持続的な制度の確立が望まれるところです。また、子育てを取り巻く環境については、虐待や発達障害への対応が喫緊の課題となっているほか、権利擁護関係では、成年後見制度の普及に向けた支援の仕組みや人材の育成などが求められています。

こうした状況のもと、本審議会では、上記の諸課題の解決に向け、具体的、実践的な取組に係る提案を目指して、審議を行ってきました。本年度の審議経過報告を含め、以下のとおり社会福祉施策について提言いたします。

1 福祉人材の確保・定着について

【提言の背景】

福祉人材については、その職務の性格から身体的・精神的に大きな負担を強いられる一方で、他の産業と比較した給与水準の低さや、キャリアアップ制度の不十分さなどから、福祉分野をめざす学生の減少や若い世代による就業の敬遠、早期離職者の増加などが顕在化し、報酬等をはじめとする処遇改善が課題として指摘されてきた。

昨年来の景気後退局面の中で雇用状況が変化し、社会福祉分野においても一時期に比べて人材不足は緩和された状況にあるが、少子・高齢化の進展の中で、経済状況に左右されず安定的に福祉人材が確保できる、抜本的な労働環境の改善が求められている。

そのためには、若い世代の福祉職場への就業促進をはじめ、各地域の需給に応じた就職支援、また就業後もそれぞれの職場が、給与や身分保障の面で処遇改善を図り、十分な研修・人材育成を行い、福祉業務に携わる職員が誇りと意欲を持って、継続して業務に当たることができる労働環境の整備を進めることが重要である。

県においては、昨年度の審議会の提言等も踏まえて、各種の福祉人材確保対策事業を推進してきているが、今後需要が高まると考えられる福祉分野における人材について、中・長期的な視点から確保・育成に向けた取組を行っていく必要がある。

【提言事項】

県においては、関係機関等とも連携し、次の施策を実施されたい。

(1) 若い世代の福祉職場への就業促進

高校生の進路先として福祉職場を薦めてもらうための高校の進路指導の教員への働きかけや、養成された福祉人材に県内で就職してもらうための働きかけなど、高校の生徒や教員等に福祉職場に関心を持ってもらうための取組を積極的に行うこと。

(2) 求人と求職とのマッチング

どのような方策が人材の定着・確保にとって効果が上がるのかを検討し、それを踏まえたマッチングを行うこと。

また、福祉人材の充足状況について地域単位で把握し、説明会等を通じ地域の実情を汲み取りながら、きめ細かく対応していくこと。

(3) 人材定着のための職場体制、研修機会の確保

福祉人材研修センター等の外部研修や専門資格を取得するための研修に職員を参加させる際の代替職員の確保支援、内部研修・OJT研修のための講師派遣又は派遣の費用補助といった施策を検討、展開すること。

代替職員確保に当たっては、派遣会社のみでなく事業所が直接雇用する場合も可能とするなど、事業所の利便性に配慮し、なるべく多くの職員が研修に参加できるような制度について検討するとともに、支援事業についての周知を十分に行うこと。

(4) 働きやすい就業環境の整備等

ア 資格を持っているものの現在就業していない潜在的な看護師・介護有資格者の掘り起こし、就業しやすい福祉職場の環境づくりのため、医療機関や福祉施設従事者を対象とした、専門職種のための保育事業について検討し、促進を図ること。

イ 将来も見据え、中高年や外国籍の人の福祉職場への就業状況、また、福祉職場の正規・非正規雇用の割合などについての調査を実施すること。

【提言事項以外の主な意見】

前記提言以外に、現状認識や今後の取り組むべき点等について、下記の意見も出されたが、十分に審議できなかったものもあるため、本年度の事業効果の検証なども含め、必要に応じ引き続き審議を深めていくこととしたい。

福祉職場への求職・実習者数が増えても、教育を担当する職員が現場と掛け持ちのため、採用後の指導教育が十分に行える体制にないことが課題となっている。介護・福祉職の定着率向上に向けた取組として、現場実習・教育の充実強化のための「実習・教育担当職員の配置」を職員配置基準に加えることも、今後検討されていく必要があると考える。

福祉職員の処遇を改善するためにも、経営体の経営力の向上が重要であり、これにつながる助言や指導が必要である。

県内でも、E P A (Economic Partnership Agreement：経済連携協定)で来日している外国人の介護福祉士や看護師の資格取得の後押しをしている事業所があり、こうした取組に対しても県として支援を打ち出すことを検討されたい。

介護福祉士等の修学資金について、現在の貸付に係る原資が終了した後も継続するよう検討されたい。

2 介護保険法、障害者自立支援法の見直しを視野に入れた制度運用のあり方

【提言の背景】

介護報酬及び障害福祉サービス報酬については、この4月にプラス改定が行われたが、今回の改定が、現場の従事者の処遇改善にどのような影響を与えたかについては、現在国において調査が行われている。

更に、各都道府県においては、本年10月からの介護職員等の処遇改善を目的とした交付金事業に取り組んでいるが、平成23年度までと実施期間が限られていること、また対象職種が限定されていることなどから、事業所が活用しにくいといった制度上の課題が指摘されているところであり、介護報酬や介護制度全般については、利用者や保険者などの負担に配慮しつつ、持続可能な制度構築のための検討が行われる必要がある。

また、障害者自立支援法については、国において廃止の方針が打ち出されたところであり、新たな自立支援制度のあり方については今後検討が行われると考えられることから、引き続きその行方を注視していく必要がある。

介護や障害者福祉の制度運用に関しては、上記に加え、福祉サービスの利用者と提供者とをつなぐ福祉相談支援機関のあり方や、全国的な課題となっている特別養護老人ホームの入所待ちの問題、重症心身障害者の生活の場の確保、障害者や高齢者など移動困難者に対する支援についても、個別の検討が必要な課題として、今回当審議会において議論がなされており、それぞれ取組や検討を進めるとともに、必要に応じて国へ提言を行っていくことが求められる。

【提言事項】

県では、下記事項に関して必要な施策を実施するとともに、市町村の取組については、その促進のための助言及び協力を行われたい。

また、制度上の課題等に関しては、国に対して必要な提言を行われたい。

(1) 介護報酬改定の効果・影響等を踏まえた処遇改善の取組

介護報酬改定や要介護認定の見直しが事業所にどのような影響を与え、介護職員の処遇改善につながっているかどうか、また、改善されていない場合の理由等についての調査、検証などの結果を踏まえ、職員の処遇改善についての取組や国への提言について検討すること。

また、本年10月からスタートした介護職員等の処遇改善交付金については、一部事業所において申請が進まない状況があるが、その原因について分析し、今後の取組につなげていくこと。

(2) 相談窓口・相談体制の充実

対象者へ必要とされるサービスをつなぐ福祉相談支援機関(障害者総合支援センターや地域包括支援センター)について、効果などを検証し、充実のために必要な支援を行うこと。

(3) 老人福祉施設等整備の促進

特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設の整備状況や需給バランスなどを検証し、必要な施設の整備を促進すること。

特別養護老人ホーム等の整備に対する助成単価の拡充策を踏まえ、現行の高齢者プランに沿った整備計画に加えて、次期プランで予定される整備についても、市町村等の意向を尊重した上で、前倒し整備に努めること。

(4) 障害者等の移動の支援

ア 障害者、高齢者を通じ、交通手段の確保が課題となっており、特に重度の視覚障害者の移動手段については、福祉有償サービスやタクシーなどに限られ費用負担も大きいことから、事業者の状況も踏まえ、対策について検討すること。

イ 市町村や圏域単位ごとに、地域交通のあり方を総合的に計画し、取り組む組織が設置されてきているが、障害者や高齢者など様々なニーズに対応できる仕組みや取組につながるよう支援すること。

(5) 重症心身障害者の生活の場の確保

重症心身障害の児童が、成人したときの生活をどうしたらよいか課題となっており、入所者の実態を踏まえ、施設やサービス提供体制の整備について検討すること。

(6) 介護保険法、障害者自立支援法等の問題点などに係る国への提言

介護保険制度について、民主党のマニフェストに掲げられた月額4万円の介護従事者の賃金引上げなど抜本的な見直しを視野に入れ、次期改定に向けて提言を行うこと。

現行の障害者自立支援法の下では、新しい事業体系に移行できない施設があるなど、いくつかの問題点を抱えていると思われるため、本県の実態も踏まえて課題を整理し、国に提言すること。

【提言事項以外の主な意見】

前記提言以外に下記の現状認識や意見も出されたが、介護保険および障害者自立支援に係る制度運用に関しては関係事項も多く、引き続き検討を深める必要がある部分も多いため、国の動向などを踏まえ、必要に応じ、今後も審議を行っていきたい。

(相談体制の充実)

地域包括支援センターは、平成18年度以降、介護予防の中核的な機関と位置づけられているが、センターが介護予防にどの程度取り組み、効果を上げているかの検証を行う必要がある。

また、地域包括支援センターの業務は多岐にわたる上に、小規模なセンターでは、これらを限られた人員で行わなければならないなどの課題があるため、センターのあり方を検討し、これに対する支援を行うことが必要になってきている。

高齢者、障害者、発達障害児など、個々の問題に対する相談ではなく、様々な困難を抱える家族に対してトータルに相談に応じられる仕組みが必要であり、県レベル、圏域レベルでそうした仕組みづくりについての検討を行う必要がある。

各地域の家族の状況を、その家族同士のつながりや経歴まで含めて把握しているのは市町村の保健師であり、その保健師を中心にしてトータルな相談体制を築くこと、そのために保健師をサポートできる仕組みを築く必要がある。

障害者の相談支援については、障害者総合支援センターを中心に充実が図られているが、地域自立支援協議会において、市町村等身近なところで相談支援を行う仕組みの充実について検討を行うこと。

(老人福祉施設等の整備)

高齢者向けの施設・居住系のサービスとして、低所得者向けの施設の整備にも配慮が必要と考える。

県内に宅幼老所の整備が進んできたが、利益を優先して事業を始めた宅幼老所において、10年経過せずに経営が行き詰っている施設もある。今後宅幼老所が地域の福祉拠点として機能を十分発揮するためには、施設整備への助成だけでなく、開設の際の十分な審査・選考とその後の評価・検証を行う必要がある。

(障害者の移動支援)

福祉有償サービス実施主体自らも、実態調査を行い、制度の制約などの課題について調べる予定であるが、一部の事業者、地域の対応では限界があるため、市町村や県において何らかの支援を検討されたい。

車いすの人が普通に公共交通機関を利用できる環境を整えるべきであり、市町村の福祉バスや旅行会社のバスで障害者向けの配慮がなされているものの状況、これらの環境整備のための補助制度について確認の上、施策を検討していく必要があると考える。

3 子育て支援施策について

【提言の背景】

子育て支援については、少子化対策の視点からも対象となる分野が広範にわたっている。このうち児童虐待については、平成 20 年度の全国の児童相談所における相談件数 42,000 件余、本県の児童相談所においても 530 件となっており、内容も深刻化している状況にある。平成 17 年度からは市町村も児童家庭相談を担うこととされ、徐々に体制整備が図られてきているところではあるが、更に取り組を充実していく必要がある。

また、近年特にその対策の必要性が強く認識されるようになってきた発達障害児への対応については、学校等における専門スタッフの不足や、発達障害に対する認識がまだ社会に十分浸透していないなどの課題が指摘されている。

また、虐待と発達障害については相互に関連する部分もあることから、これらの課題に対しては、福祉、保健、教育の各分野をはじめ、関係機関が従来以上に連携して対応を進めていく必要がある。

【提言事項】

県では、次の施策を実施するとともに、市町村が取り組むべき課題については、解決に向けた助言及び協力を行われたい。

- 虐待関係 -

(1) 職員体制の充実

ア 児童相談所職員の増員、児童虐待対応の市町村職員の資質向上、児童館や放課後児童クラブ職員の虐待等に関する研修への参加など、自治体における関係職員の体制の充実や資質向上を引き続き図っていくこと。

イ 児童養護施設の職員配置の充実や資質向上などの支援を引き続き行うこと。

(2) 親への支援、子どもへの働きかけ

虐待予防のための児童への働きかけや、加害者である親への支援に関するこれまでの取組状況を把握し、今後の対策を検討すること。

ア 現在実施している家族関係支援プログラムについては、施設に入所した場合のみでなく、家庭生活を維持しながら改善を図っている事例にも導入するとともに、対象となる家庭にとってわかりやすい方法を工夫すること。

イ C A P (Child Assault Prevention : 子どもへの暴力防止) など、子どもに対する暴力防止のための啓発活動、子どもの力を引き出すプログラムへの継続参加や教育現場での活用拡大を行うこと。

(3) 学校職員に対する意識啓発、相談体制の充実

ア 児童虐待の早期発見のため、子どもに接する機会の多い小・中学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどに、早期発見に対する意識啓発を行うこと。

対象者とサービスの間をつなぐスクールソーシャルワーカーについては、効果の検証を踏まえ、充実を図ること。

イ 中学校の生徒指導の担当教員など、学校現場で児童虐待に直接関わる職員に対する研修を充実すること。

- 発達障害関係 -

(1) 組織的な対応の充実

発達障害への総合的な対応が求められており、県も組織的に連携し、本格的な取組を行うことが必要な時期にきていると考えられることから、具体的に検討を進めること。

(2) 特別支援教育における対応

特別支援教育の推進に当たっては、支援を必要としている子どもに対応していくため、小中学校等に配置された特別支援教育コーディネーターが、担任教諭と保護者からの信頼と協力を得ながら業務を遂行することが大切である。そのために校長や教頭職は、広汎性発達障害（自閉症やアスペルガー症候群等）、LD（Learning Disabilities：学習障害）、ADHD（Attention Deficit Hyperactivity Disorder：注意欠陥多動性障害）などの知識を得た上でコーディネートを総括し、学校運営を推進していくこと。

指導主事は学校訪問の際に、特別支援教育を学校運営の中にも的確に位置付けるよう指導を行うこと。

(3) 発達障害に関する意識啓発

発達障害など、困難さを抱えている子どもの存在について、親をはじめ社会の理解が深まり、虐待防止につながるような意識啓発を図ること。

当事者ではない子の保護者への理解啓発にも力を入れることが必要であるため、学校の教員と協力し、PTA総会や保護者会などを通じて理解促進を図ること。

【提言事項以外の主な意見】

前記の提言事項のほか、下記のような現状認識や様々な視点からの意見が出されたが、さらに検討を深めることが必要な事項については次年度に審議を行っていきたい。

なお、虐待や発達障害への対応については、関係部局の連携した対応が必要と考えられるが、平成22年度は県社会部と衛生部の統合も予定されており、取組の一層の推進を期待したい。

(虐待関係)

児童虐待の背景のひとつとして、家庭の貧困が注目されてきている。このような家庭では、当然受けられるはずの公的支援を、制度を知らないために受けていないケースが相当

数あると考えられるため、ソーシャルワーカーを中心に、制度の周知を図る必要がある。
虐待の問題も、子どもが小さいうちからの対応が重要であるので、適切な対応のできる保育士とそのための財源の確保が必要である。

(発達障害関係)

親のしつけや子どもの心がけが原因ではなく、現に集団の中で困っている子どもが多い。アスペルガー症候群やADHDなどという障害に分類するのではなく、「困り感」を持った子どもととらえ、対応する動きもあるが、統計的にも相当数に上っており、こうした子どもへの対応を本来業務とするスクールソーシャルワーカーなどの専門家が教育や保育の現場にいないと解決できない状況にある。

現場の負担を軽減し、障害のある子どもを周囲の人間が皆で支えていく環境をつくっていくために、小学校からではなく、幼保のうちから特別支援教育コーディネーターが中核となることが期待される。

現在も、0歳、1歳半、3歳児健診などで発見された発達に偏りのある子についての発達相談を定期的に行っている。こうした取組がうまく機能すれば、直ちに全ての幼稚園、保育所に特別なスタッフを増やす必要はないと考えられる。現行の取組を効果的に行うことを優先すべきと考える。

発達障害の子どもも特別扱いする必要はないという認識を広め、親の不安を取り除いていくためにも、特別支援教育コーディネーターの存在が必要であり、コーディネーターは、その時々々の役職によってではなく、深い専門性を兼ね備えた人を任用する必要がある。

発達障害の子どもたちについて考えるとき、以下の3つのことを考えていくことが大切である。

-) 集団生活での協調性を高めることを目的にするのはほどほどに。
-) その子らしさを失わせないように。
-) もともと持っている特別な能力を見逃さずに伸ばすように。

保育士の養成校や大学などで行われている発達障害のカリキュラムを現場に生かすためにも、各分野の当事者同士が顔を合わせる機会を設けるよう工夫することが必要と考える。

4 権利擁護に関する施策について

【提言の背景】

認知症や知的・精神障害などで判断能力の不十分な者が、福祉サービスを受けるための契約を結んだり、遺産分割などの協議を行ったりする場合に、不利益や被害にあわないための保護・支援制度である成年後見制度は、高齢化の進行に伴い、今後ますます需要の増加が予想されるが、制度の普及や支援体制の充実が大きな課題となっている。

住民からの相談を受ける立場にある市町村や地域包括支援センター、圏域の障害者総合支援センターの体制を整備することが課題の一つであり、現在、長野県社会福祉協議会が県内2地区をモデルとして、市町村等担当者のための相談窓口設置や、弁護士、司法書士等の専門家の派遣などを行い、成年後見支援に係る広域的な取組を行っている。

また、成年後見人の確保も課題となっている。現在、弁護士会や社会福祉士会等が個々に対応しているが限界があり、親族等による後見にも問題が指摘されていることから、受任者となるべき人材の養成が今後の課題とされている。

福祉サービスの利用に係る援助や、日常的な金銭管理、書類の預かりなどの日常生活をサポートする日常生活自立支援事業については、現在、長野県社会福祉協議会が、県内の基幹的な市町村社会福祉協議会と連携して具体的なサービス提供を行っているが、成年後見制度の利用が望ましい者の同制度への移行や、市町村長による成年後見申立ての促進を図っていくことが必要である。

【提言事項】

県では、関係機関と連携して、次の施策を実施するとともに、市町村の課題については、解決に向けた助言及び協力を積極的に行われたい。

(1) モデル事業を活用した相談支援体制の構築

ア 県が今年度、県内2地区で実施している成年後見相談支援体制構築モデル事業は、市町村・地域包括支援センター・障害者総合支援センター等の相談員には価値がある取組であり、モデル事業で終えることなく、相談支援体制の構築につなげるとともに、他地区への拡大を促進すること。

成年後見センターについては、市町村・地域包括支援センター・障害者総合支援センター等の担当者及び高齢者・障害者が権利擁護全般について相談できるセンターを目標とし、広域的な連携や財政的な支援について検討を進めること。

イ 成年後見制度に対する潜在的なニーズはかなりあると考えられるため、制度の存在を広く周知することが重要であり、成年後見センターによる支援にあわせて、後見の受任者である市民後見人の養成や法人による第三者後見の促進支援にも取り組むこと。

(2) 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行、市町村長申立ての促進

本県は、市町村長が成年後見開始の申立人となるケースが現状では少ないが、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に係る案件の増加も予想されることから、市町村の対応が促進されるよう取組を進めること。

また、日常生活自立支援事業の審査会において、市町村に成年後見制度の申し立ての準備を行うよう要請しながら成年後見制度に移行できない事例については、その要因を分析するなど、移行が促進されるよう取り組むこと。

【提言事項以外の主な意見】

権利擁護については、昨年度に引き続き、成年後見制度及び関連する事業に関して、相談支援体制の確立及び制度普及のための支援策を中心に議論を行う中で、下記の現状認識や意見も出されており、今後の県や市町村等における取組を検証し、必要に応じて検討を行っていききたい。

成年後見制度への取組について、市町村の温度差が大きいと考えられるため、市町村の理解が進むような取組が必要である。

市町村担当者からの相談に対応する成年後見センターの運営経費や、市町村長による成年後見の申立てに係る事務経費などの費用を誰がどういう形で負担するかを、交付税算入について国に要請することなども含めて、考えていかなければならない段階にある。

利用者の経費負担の仕組みをはじめ、成年後見制度が使いやすい制度となるよう、国に提言することも必要と考える。

判断能力の低下に伴い、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移行するという流れはあるが、日常生活自立支援事業も具体的手法としては大変有効である。多様な事例に対応していくためには、成年後見センターのような権利擁護を支援する総合的な機関を設置し、ひとつひとつのケースを整理して、各機関が機能することが必要である。

高齢者虐待防止法の施行により、措置等の法的義務を負うことになっている市町村や地域包括支援センターの適切な対応が求められるが、具体的対応は進んでいないと考えられるため、各市町村における取組の実態把握を行うとともに、市町村に対する働きかけや、専門家派遣等の支援体制について検討すること。

平成 21 年度における審議経過

開 催 時 期 等		審 議 内 容 等
第 1 回	6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度の審議会提言に関する県関係施策等に関する説明 ・平成 21 年度の審議テーマに関する検討、社会福祉施策等に関する意見交換
第 2 回	9 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議テーマに関する意見交換等
第 3 回	11 日 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・審議テーマに関する意見交換等（今年度の審議を踏まえた県施策等に関する提言・報告などについての整理・検討）

長野県社会福祉審議会委員名簿

(任期：平成 20 年 5 月 1 日～平成 23 年 4 月 30 日)

(五十音順)

氏 名	役 職 等	備 考
大池 幸一郎	信州大学非常勤講師	
小口 利幸	塩尻市長 長野県市長会 社会環境部会長	
唐沢 彦三	長野県社会福祉協議会長	
岸田 公子	NPO法人長野県介護支援専門員協会顧問 J A須高 小布施町生活支援ハウス副施設長	
久保田 勝士	高山村長 長野県町村会 社会環境部会長	
合津 文雄	長野大学社会福祉学部 教授 長野大学附属地域共生福祉研究所副所長	委員長
神戸 美佳	長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター運営委員	
児玉 忠志	主夫 社会福祉法人 長野いのちの電話事務局長	
佐藤 繁信	NPO法人長野県高齢者福祉協会会長 特別養護老人ホームちいさがたの家 施設長	副委員長
高岡 久章	東御市社会福祉協議会職員	
鷹野 禮子	小雀保育園長 長野県短期大学非常勤講師	
田口 洋子	長野県民生児童委員協議会代議員 松本市・民生児童委員協議会副会長	
田中 律子	長野県スクールカウンセラー	
福岡 寿	社会福祉法人高水福祉会常務理事 長野県障害者相談支援体制整備推進アドバイザー	
増田 英子	増田医院副院長 長野県小児科医会 子どもの心検討委員会委員	

15 名